

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

「データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業」 公募要領

令和8年6月4日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

一般社団法人地域循環共生社会連携協会（以下「協会」という。）では、環境省から令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）の交付決定を受け、「データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業」に対する補助金を交付する事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

補助事業として採択された場合には、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業交付規程（令和8年6月2日付け地循社協第0806021号。以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくこととなります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられた方におかれましては、以下の点につきまして充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消し、交付決定の取消し、補助金の納付の取消し等の措置をとることがあります。また、支払い済の補助金のうち取消し対象となった額を返還していただくこととなります。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前（交付決定日前）において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、事業実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取消し対象となった額を返還していただくこととなります。
- 6 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。「以下適正化法」という。）の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 7 補助金の申請ができる者は、別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

目次

I 事業の目的と性格	4
II 補助対象となる事業	5
1 データセンター新設支援事業（略称：新設）	5
2 データセンター改修支援事業（略称：改修）	14
3 コンテナ型データセンター等導入支援事業（略称：コンテナ）	23
III 補助対象経費	31
IV 補助対象事業の選定方法	32
V 応募に当たっての留意事項	37
VI その他留意事項	39
VII 応募申請方法等	44
別表第1	49
別表第2	52
別紙1 暴力団排除に関する誓約事項	54
別紙2 個人情報の取り扱いについて	55

【応募申請書類等】

- ・応募申請書（様式1）
- ・実施計画書（別紙1）
- ・経費内訳（別紙2）

協会ホームページの「公募のお知らせ」のリンクからダウンロードしてください

【参考資料】（「公募のお知らせ」のリンクから入手いただけます）

- ・地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞
（令和8年3月環境省地球環境局）
- ・補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル

I 事業の目的と性格

○地球温暖化対策計画で示された 2030 年度、2035・2040 年度の各目標や 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指します。

※本事業において「データセンター」とは、サーバーや通信機器等の ICT 機器を設置・運用することに特化した施設をいう。

○事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出が確実に削減されることが必要です。このため、申請においては、事業の具体的計画内容及び算出過程を含むエネルギー起源二酸化炭素の削減量の根拠、考え方を明示していただきます。また、設備等を導入する事業においては、事業完了後の一定期間について、削減量の実績を報告（事業報告）していただくこととなります。

○本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。適正化法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この補助金の交付規程、民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業実施要領（令和 7 年 2 月 25 日付け環地温発第 2502251 号。）に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省または協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・事業開始は、交付規程に定める場合を除き交付決定日以降となります。
- ・事業完了後も、環境省に対する事業報告書（二酸化炭素削減量の実績把握等）の提出や補助事業で取得した財産である旨の表示などの適正な財産管理を行い、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合はあらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、環境省または協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消しすることもあります。

Ⅱ 補助対象となる事業

本補助事業の対象は、〔1〕に適合し、また〔2〕の各事業に関する事項に定める要件等を満たす事業とします。

〔1〕対象事業の基本的要件

- ①補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有する事業であること。
- ②申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されている事業であること。
- ③別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていない事業であること。

〔2〕事業に関する事項

1 データセンター新設支援事業

地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要な再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO₂型設備の導入を行う事業
(略称：新設)

（1）対象事業及び要件

○地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要な再エネ設備・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO₂型設備の導入支援を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすものとします。

ア 自家消費型又は地産地消型^{*}の再生可能エネルギー発電設備を新規に導入し、当該設備が発電し、当該データセンターへ供給する電力量が以下の要件のいずれかを満たすこと。

- ・当該データセンターの年間使用電力量に対して10%以上の再エネ電力量を供給すること。
- ・年間300MWh以上の再エネ電力量を供給すること。

^{*}本事業において、「自家消費型」とは、データセンターの同一敷地内に再生可能エネルギー設備を設置して当該設備が発電した電力を当該データセンターに供給する形態をいい、「地産地消型」とは、データセンターの敷地外に再生可能エネルギー設備を設置して当該設備が発電した電力を、自営線を介して当該データセンターに供給する形態をいう。

*本事業において、新規に再エネ発電設備を導入する場合、オフサイトの再エネ発電設備から系統を介した電力供給量を、当該データセンターの年間使用電力量に対して 10%以上の電力量を供給する場合における再エネ電力量として算定することを認める。但し、オフサイトの再エネ発電設備及びその付帯設備等については、補助対象外とする。なお、新規導入する再エネ発電設備とは原則公募開始日以降に設備導入が開始された設備を指すものとする。

*新規導入する再エネ発電設備により発電される電力の一部を当該データセンター以外の需要設備等へも供給する場合、再エネ設備の新規導入の要件は満たすことになるものの、該当の再エネ発電設備及びその付帯設備等は補助対象外とする。

イ 新規に導入した再生可能エネルギー発電設備及び再生可能エネルギーの変動調整機能を持つ設備から系統への逆潮流を行わないこと。

ウ 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。

エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。

オ 太陽電池モジュールを建物等に設置する場合に、設置場所の耐荷重^{*1}が 10kg/m²以下でないこと。

※1 ここでの耐荷重とは、設置場所での積載荷重等を基準とし、既存の設置物等を考慮した上での、追加的に許容される荷重

カ 補助事業者以外の者が再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表に定める情報について、公表することに同意すること。

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	<ul style="list-style-type: none"> データセンターの使用電力中の再生可能エネルギー由来電力率 本補助事業による CO2 削減量 導入発電設備の定格出力
定性情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業者名（共同実施者も含む） データセンター事業の概要 データセンターの所在する都道府県名

※なお、環境省及び協会との協議に応じて、上表以外の情報の公表及び根拠となる資料の提出を求めています。

○以下に該当する区域で実施される事業は補助対象外とします。

- ア 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- イ 国立公園・国定公園の特別保護地区、海域公園地区
- ウ 国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く。）
- エ 国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）に基づく生息地等保護区のうち管理地区

○以下に該当する区域で実施される事業は、市町村の同意書（様式自由）を提出してください。

- ア 国立公園・国定公園の地域であって、上記のイ・ウ以外のもの
- イ 種の保存法に基づく生息地等保護区のうち監視地区
- ウ 砂防法に基づく砂防指定地
- エ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- カ 森林法により指定された保安林（同法第25条第1項第七号及び第九号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）であって、環境の保全に関するもの

(2) 補助事業の応募者

本補助事業の応募者の要件は以下のいずれかの法人・団体であること。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

なお、応募者は本補助事業を実施するために必要な経営基盤を有し、以下2点について、事業の継続性が認められる者であることが求められる。

- ・代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの経営の健全性、事業の継続性：
 - ① 当期純利益が全期間連続赤字でない（直近の3決算期を提出した場合、3期連続赤字でない / 直近の2決算期を提出した場合、2期連続赤字でない / 直近の1決算期を提出した場合、1期が赤字でない）こと。
 - ② 直近の決算期において純資産（自己資本）が赤字（債務超過）でないこと。
 - ③ 直近の決算期において自己資本比率（純資産（自己資本）÷総資産×100）が10%未満でないこと。
 - ④ 流動比率（流動資産÷流動負債×100）が100%未満でないこと。
- ※①～④のいずれにも該当しないこと。また、資金繰り表が添付され、補助事業に必要な資金を予算として確保していることが具体的に記載されていること。

- ・取得財産等は当該財産の法定耐用年数期間（処分制限期間）は補助金の交付の目的に沿って使用する必要がある、そのための健全な経営基盤を有すること。

(3) 共同実施

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(2)の「補助事業の応募者」に該当することが必要となります。また、次のいずれかにより申請するものとします。

- ア 2者以上の事業者のうち、代表者が補助金を申請し、代表者を交付の対象者とします。代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限ります。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者といたします。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとします。
- イ 2者以上の事業者が共同で補助金を申請し、それぞれを交付の対象者とします。また、代表事業者に一括で交付し、代表事業者から共同で申請した者へ配分することも可能です。これらの場合において、それぞれの事業者は補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとし、いずれかの事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても共同で申請した者がその責を負う場合があります。

なお、代表事業者及び共同事業者の役割は以下のとおりです。

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の

円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

ファイナンスリースを利用する場合は、原則として、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、設備等を使用する上記（２）記載の法人・団体を共同事業者とします。この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

オンサイト PPA を利用する場合は、原則として、PPA 事業者を代表事業者とし、サービスを受ける上記（２）記載の法人・団体を共同事業者とします。この場合は、サービス料金から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

（４）補助金の交付額

補助対象経費の次の割合を補助します。

補助率 3分の1（上限は1事業10億円。各年度5億円）

*補助上限額は、1事業につき3年間で10億円以内とする。

ただし、各年度における交付額は5億円を上限とする。

（５）補助事業期間

事業期間：原則3年度以内

ただし、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

また、本年度の補助事業の実施期間は、交付決定日から令和9年2月28日（日）までとします。

(6) 補助対象設備

補助対象設備は以下の設備のうち地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に必要なかつ当該事業にのみ利用する設備に限る。

- ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備^{※2、※3}及びその付帯設備
- イ 再生可能エネルギーの変動調整機能^{※2、※5}及びその付帯設備
(パワーコンディショナー、電線、変圧器等)並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備(計測機器、安全対策機器等)
- ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備
- エ 電力供給に必要な設備(配電線、受変電設備、自営線等)

※2 当該設備から系統への逆潮流を行わないこと。

※3 再生可能エネルギーの使用に係る設備の定義について	
再生可能エネルギー由来の発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電* ・風力発電 ・バイオマス発電(依存率が発電量ベースで60%以上) ・水力発電 ・地熱発電 <p>*原則として、令和8年度に太陽電池モジュール(太陽光パネル)を導入(購入及び設置工事)するものに限ります。なお、設置対象施設にオンサイトで導入する場合は、令和8年度に太陽電池モジュールを購入し、令和9年度以降に太陽電池モジュールを設置工事するものも可とします。</p>
再生可能エネルギー由来の熱利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・温度差エネルギー利用^{※4} (地中熱、温泉熱、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱等) <p>*この設備によって削減できるデータセンターの電力使用量についても、要件アの供給量に計上してよい。</p>
※5 再生可能エネルギーの変動調整機能の定義について	
再生可能エネルギーの変動調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム ・蓄熱システム ・エネルギーマネジメント(EMS)機器

<※4 温度差エネルギー利用設備導入の要件>

<p>地中熱利用 (地中熱交換器、地中熱ヒートポンプ、モニタリング機器、熱応答試験等)</p>	<p>地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 予め地中の熱交換能力を原位置試験（熱応答試験、揚水試験等）によって予測した設備であること。</p> <p>但し、応募に当たって原位置試験が未実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を行うとともに、設備導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能力を予測すること。</p> <p>イ) 地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。</p> <p>ロ) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。</p> <p>エ) 散水方式又は地下水還元方式の場合は、導入場所の地下水採取規制等を順守の上、地盤沈下が生じない適切な設計及び運用を行うこと</p>	
<p>温泉熱 (温泉付随ガス含む) 利用</p>	<p>温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。</p> <p>但し、同法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>イ) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>	
	<p>ヒートポンプ (排湯槽、ヒートポンプ設備、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等)</p>	<p>上記ア)及びイ)の他、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉を熱源とする設備であること。</p>
	<p>熱交換器 (排湯槽、熱交換器、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等)</p>	<p>上記ア)及びイ)の他、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉を熱源とする設備であること。</p>

	ボイラー等 (ガスセパレータ、ガス供給設備、ボイラー等設備、貯湯槽等)	上記ア)及びイ)の他、以下のすべての要件を満たすものとする。 a) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 b) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。 c) 補助事業終了までに鉱業法(昭和25年法律第289号)に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。 d) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。
河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱利用等	ア) 熱供給量を調節する機能を有する設備に限る。	

- * 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- * 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- * 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること
- * 本事業で導入する発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新の「事業計画策定ガイドライン」(資源エネルギー庁)を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。
- * 太陽光発電設備、蓄電システム、EMSなどを補助対象設備として導入する場合は、IoT製品のセキュリティ対策として、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(JC-STAR)における★1以上の適合ラベルを取得した製品を原則として使用すること。ただしIPプロトコルを使つての通信を行う機能を有しない場合は適用外。

ゲートウェイ、遠隔監視装置などを含む出力制御（発電、充放電などの制御）を可能とする設備が対象となり、設備の稼働状況、計測、計量に関するデータ通信のみを行う設備（監視カメラ、センサーなど）は対象となりません。

JC-STAR 未取得製品の使用を例外として認めるのは以下①から④のいずれかの場合に限る。

① 製品の不在： 検討している出力・容量・仕様に適合するラベル取得製品が市場に存在することが確認できない場合。

② 動作保証の欠如： ラベル取得製品は存在するが、メーカーが動作・性能を保証する機器構成（組み合わせ）が実現できない場合。

③ 施工・設置不可： ラベル取得製品は存在するが、現場の特殊な設置条件や施工条件に合致しない場合。

④ 入手困難： ラベル取得製品は存在するが、事業完了期限までの調達が見込めない（または入手が困難である）場合。

なお、実際の導入に際しては、設備ごとに JC-STAR 取得の有無を示し、取得が有る場合は適合ラベルの登録番号を提出すること。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

HP <https://www.ipa.go.jp/>

JC-STAR 適合ラベル取得製品リスト一覧 <https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>

* 本事業で定置用蓄電池を導入する場合、以下の条件をすべて満たすこと。

・下表に示す目標価格以下の蓄電池システムであること。

区分	蓄電システム・機器仕様	目標価格 (工事費込み) [万円/kWh]
業務・産業用	火災予防条例で定める安全基準の対象（蓄電池容量が 20kWh を超える）となる設備	11.8
家庭用	上記以外の蓄電池容量 20kWh 以下の設備	11.5

・本事業で導入する定置用蓄電池の 1kWh あたりの価格が目標価格を超える場合でも、業務・産業用では 1kWh あたり 3.9 万円、家庭用では 1kWh あたり 3.8 万円を上限として、補助金を交付する。

- ・家庭用の蓄電池の場合、申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること。

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/>

- ・太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり2万円を控除することができる（定格出力の小数点以下は切り捨て）。

2 データセンター改修支援事業

既存データセンターへの再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備への改修を行う事業

（略称：改修）

（1）対象事業及び要件

○既存データセンターへの再エネ設備・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備への改修を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすものとします。

ア 既存のデータセンターにおいて、再エネ設備の導入や空調設備等の省CO2型設備への更新を行うこと（再エネ設備の新規導入は必須とする）。

イ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。

ウ 定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。

エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。

オ データセンターの電力使用効率指標であるPUE（設計値）が1.28以下となる設備導入であること。PUEとは、当該事業を行っている事業所のエネルギー使用量[kWh]をICT機器のエネルギー使用量[kWh]にて除した値を指す。

カ 太陽電池モジュールを建物等に設置する場合に、設置場所の耐荷重^{※1}が10kg/m²以下でないこと。

※1 ここでの耐荷重とは、設置場所での積載荷重等を基準とし、既存の設置物等を考慮した上での、追加的に許容される荷重を指す。

* 新規導入する再エネ発電設備の発電電力の一部を当該データセンター以外の需要設備等へも供給する場合、再エネ設備の新規導入の要件は満たすことになるものの、該当の再エネ発電設備及びその付帯設備等は補助対象外とする。なお、新規導入する再エネ発電設備とは原則公募開始日以降に設備導入が開始された設備を指すものとする。

キ 補助事業者以外の者が再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表に定める情報について、公表することに同意すること。

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンターの使用電力中の再生可能エネルギー由来電力率 ・本補助事業による CO2 削減量 ・導入発電設備の定格出力
定性情報	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者名（共同実施者も含む） ・データセンター事業の概要 ・データセンターの所在する都道府県名

※なお、環境省及び協会との協議に応じて、上表以外の情報の公表及び根拠となる資料の提出を求めることがあります。

○以下に該当する区域で実施される事業は補助対象外とします。

- ア 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- イ 国立公園・国定公園の特別保護地区、海域公園地区
- ウ 国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く。）
- エ 国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- オ 種の保存法に基づく生息地等保護区のうち管理地区

○以下に該当する区域で実施される事業は、市町村の同意書（様式自由）を提出してください。

- ア 国立公園・国定公園の地域であって、上記のイ・ウ以外のもの
- イ 種の保存法に基づく生息地等保護区のうち監視地区
- ウ 砂防法に基づく砂防指定地
- エ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- カ 森林法により指定された保安林（同法第25条第1項第七号及び第九号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）であって、環境の保全に関するもの

(2) 補助事業の応募者

本補助事業の応募者の要件は以下のいずれかの法人・団体であること。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

なお、応募者は本補助事業を実施するために必要な経営基盤を有し、以下2点について、事業の継続性が認められる者であることが求められる。

- ・代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの経営の健全性、事業の継続性：
 - ① 当期純利益が全期間連続赤字でない（直近の3決算期を提出した場合、3期連続赤字でない / 直近の2決算期を提出した場合、2期連続赤字でない / 直近の1決算期を提出した場合、1期が赤字でない）こと。
 - ② 直近の決算期において純資産（自己資本）が赤字（債務超過）でないこと。
 - ③ 直近の決算期において自己資本比率（純資産（自己資本）÷総資産×100）が10%未満でないこと。
 - ④ 流動比率（流動資産÷流動負債×100）が100%未満でないこと。

※①～④のいずれにも該当しないこと。また、資金繰り表が添付され、補助事業に必要な資金を予算として確保していることが具体的に記載されていること。

- ・取得財産等は当該財産の法定耐用年数期間（処分制限期間）は補助金の交付の目的に沿って使用する必要があり、そのための健全な経営基盤を有すること。

(3) 共同実施

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が（2）の「補助事業の応募者」に該当することが必要となります。また、次のいずれかにより申請するものとします。

(4) 補助金の交付額

補助対象経費の次の割合を補助します。

補助率 3分の1（上限は1事業3億円。各年度の上限は2億円）

*補助上限額は、1事業につき2年間で3億円以内とする。

ただし、各年度における交付額は2億円を上限とする。

(5) 補助事業期間

事業期間：原則2年度以内

ただし、応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。この場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに行っていただく必要があります。

また、本年度の補助事業の実施期間は、交付決定日から令和9年2月28日（日）までとします。

(6) 補助対象設備

①補助対象設備は、既存データセンターへの再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO₂型設備への改修を行う事業に必要な当該事業にのみ利用する設備に限ります。

ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備^{※2、※3、※4}及びその付帯設備

イ 再生可能エネルギーの変動調整機能^{※3、※6}及びその付帯設備

（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）

ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備

エ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、自営線等）

※2 導入設備の発電量が、既存のデータセンターの使用電力量に対して著しく大きくないこと。

※3 当該設備から系統への逆潮流を行わないこと。

※4 再生可能エネルギーの使用に係る設備の定義について	
再生可能エネルギー由来の発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電* ・風力発電 ・バイオマス発電（依存率が発電量ベースで60%以上） ・水力発電 ・地熱発電 <p>*原則として、令和8年度に太陽電池モジュール（太陽光パネル）を導入（購入及び設置工事）するものに限ります。なお、設置対象施設にオンサイトで導入する場合は、令和8年度に太陽電池モジュールを購入し、令和9年度以降に太陽電池モジュールを設置工事するものも可とします。</p>
再生可能エネルギー由来の熱利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・温度差エネルギー利用※5（地中熱、温泉熱、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱等）
※6 再生可能エネルギーの変動調整機能の定義について	
再生可能エネルギーの変動調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム ・蓄熱システム ・エネルギーマネジメント（EMS）機器

＜※5 温度差エネルギー利用設備導入の要件＞

<p>地中熱利用 （地中熱交換器、地中熱ヒートポンプ、モニタリング機器、熱応答試験等）</p>	<p>地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 予め地中の熱交換能力を原位置試験（熱応答試験、揚水試験等）によって予測した設備であること。</p> <p>但し、応募に当たって原位置試験が未実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を行うとともに、設備導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能力を予測すること。</p> <p>イ) 地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。</p> <p>ウ) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。</p> <p>エ) 散水方式又は地下水還元方式の場合は、導入場所の地下水採取規制等を順守の上、地盤沈下が生じない適切な設計及び運用を行うこと</p>
-----------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

温泉熱 (温泉付随ガス含む) 利用	<p>温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。</p> <p>但し、同法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>イ) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>	
	<p>ヒートポンプ (排湯槽、ヒートポンプ設備、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等)</p>	<p>上記ア) 及びイ) の他、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉を熱源とする設備であること。</p>
	<p>熱交換器 (排湯槽、熱交換器、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等)</p>	<p>上記ア) 及びイ) の他、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉を熱源とする設備であること。</p>
	<p>ボイラー等 (ガスセパレータ、ガス供給設備、ボイラー等設備、貯湯槽等)</p>	<p>上記ア) 及びイ) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。</p> <p>b) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。</p> <p>c) 補助事業終了までに鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。</p> <p>d) 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱利用等	<p>ア) 熱供給量を調節する機能を有する設備に限る。</p>	

- * 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- * 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- * 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- * 本事業で導入する発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新の「事業計画策定ガイドライン」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。

- * 太陽光発電設備、蓄電システム、EMSなどを補助対象設備として導入する場合は、IoT 製品のセキュリティ対策として、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）における★1 以上の適合ラベルを取得した製品を原則として使用すること。ただし IP プロトコルを使つての通信を行う機能を有しない場合は適用外。ゲートウェイ、遠隔監視装置などを含む出力制御（発電、充放電などの制御）を可能とする設備が対象となり、設備の稼働状況、計測、計量に関するデータ通信のみを行う設備（監視カメラ、センサーなど）は対象となりません。

JC-STAR 未取得製品の使用を例外として認めるのは以下①から④のいずれかの場合に限る。

- ① 製品の不在： 検討している出力・容量・仕様に適合するラベル取得製品が市場に存在 することが確認できない場合。
- ② 動作保証の欠如： ラベル取得製品は存在するが、メーカーが動作・性能を保証する機器構成（組み合わせ）が実現できない場合。
- ③ 施工・設置不可： ラベル取得製品は存在するが、現場の特殊な設置条件や施工条件に合致 しない場合。
- ④ 入手困難： ラベル取得製品は存在するが、事業完了期限までの調達が見込めない（または入手 が困難である）場合。

なお、実際の導入に際しては、設備ごとに JC-STAR 取得の有無を示 し、取得が有る場合は適合ラベルの登録番号を提出すること。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

HP <https://www.ipa.go.jp/>

JC-STAR 適合ラベル取得製品リスト一覧 https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product_list/index.html

* 本事業で定置用蓄電池を導入する場合、以下の条件をすべて満たすこと。

・下表に示す目標価格以下の蓄電池システムであること。

区分	蓄電システム・機器仕様	目標価格 (工事費込み) 〔万円/kWh〕
業務・産業用	火災予防条例で定める安全基準の対象（蓄電池容量が 20kWh を超える）となる設備	11.8
家庭用	上記以外の蓄電池容量 20kWh 以下の設備	11.5

- ・本事業で導入する定置用蓄電池の 1kWh あたりの価格が目標価格を超える場合でも、業務・産業用では 1kWh あたり 3.9 万円、家庭用では 1kWh あたり 3.8 万円を上限として、補助金を交付する。
- ・家庭用の蓄電池の場合、申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること。

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/>

- ・太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kW あたり 2 万円を控除することができる（定格出力の小数点以下は切り捨て）。

②主な補助対象外設備

- ア 非常用発電設備
- イ 再生可能エネルギーの変動調整機能以外としての蓄電池
- ウ ICT 機器

3 コンテナ型データセンター等導入支援事業

地域再エネの効果的・効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター*等の導入を行う事業
(略称：コンテナ)

* 本事業において、「コンテナ・モジュール型データセンター」とは、サーバーや通信機器等の ICT 機器や冷却機器等の必要設備を、1つのコンテナや複数連結可能なモジュールに収容したデータセンターをいう。

(1) 対象事業及び要件

○地域再エネの効果的・効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業であって、以下に示す要件をすべて満たすものとします。

ア コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、高効率の設備及びそれらの稼働や運用を管理するシステム等を導入すること。

イ コンテナ・モジュール型データセンターにおいて、データセンターに電力を供給する再エネ設備を新規に導入すること。

ウ 二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。

エ 設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。

オ 自家消費型又は地産地消型の再生可能エネルギー発電設備を新規に導入し、当該設備が発電し、当該データセンターへ供給する電力量が、当該データセンターの年間使用電力量に対して 20%以上の再エネ電力量を供給すること。

カ 太陽電池モジュールを建物等に設置する場合に、設置場所の耐荷重^{*1}が 10kg/m²以下でないこと。

※1 ここでの耐荷重とは、設置場所での積載荷重等を基準とし、既存の設置物等を考慮した上での、追加的に許容される荷重を指す。

キ 補助事業者以外の者が再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表に定める情報について、公表することに同意すること。

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	・データセンターの使用電力中の再生可能エネルギー由来電力率 ・本補助事業による CO2 削減量 ・導入発電設備の定格出力
定性情報	・事業者名（共同実施者も含む） ・データセンター事業の概要 ・データセンターの所在する都道府県名

※なお、環境省及び協会との協議に応じて、上表以外の情報の公表及び根拠となる資料の提出を求めることがあります。

○以下に該当する区域で実施される事業は補助対象外とします。

- ア 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- イ 国立公園・国定公園の特別保護地区、海域公園地区
- ウ 国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く。）
- エ 国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- オ 種の保存法に基づく生息地等保護区のうち管理地区

○以下に該当する区域で実施される事業は、市町村の同意書（様式自由）を提出してください。

- ア 国立公園・国定公園の地域であって、上記のイ・ウ以外のもの
- イ 種の保存法に基づく生息地等保護区のうち監視地区
- ウ 砂防法に基づく砂防指定地
- エ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- カ 森林法により指定された保安林（同法第25条第1項第七号及び第九号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）であって、環境の保全に関するもの

(2) 補助事業の応募者

本補助事業の応募者の要件は以下のいずれかの法人・団体であること。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ケ その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者

なお、応募者は本補助事業を実施するために必要な経営基盤を有し、以下2点について、事業の継続性が認められる者であることが求められる。

・代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの経営の健全性、事業の継続性：

① 当期純利益が全期間連続赤字でない（直近の3決算期を提出した場合、3期連続赤字でない / 直近の2決算期を提出した場合、2期連続赤字でない / 直近の1決算期を提出した場合、1期が赤字でない）こと。

② 直近の決算期において純資産（自己資本）が赤字（債務超過）でないこと。

③ 直近の決算期において自己資本比率（純資産（自己資本）÷総資産×100）が10%未満でないこと。

④ 流動比率（流動資産÷流動負債×100）が100%未満でないこと。

※①～④のいずれにも該当しないこと。また、資金繰り表が添付され、補助事業に必要な資金を予算として確保していることが具体的に記載されていること。

・取得財産等は当該財産の法定耐用年数期間（処分制限期間）は補助金の交付の目的に沿って使用する必要があり、そのための健全な経営基盤を有すること。

(3) 共同実施

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が(2)の「補助事業の応募者」に該当することが必要となります。また、次のいずれかにより申請するものとします。

ア 2者以上の事業者のうち、代表者が補助金を申請し、代表者を交付の対象者とします。代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限ります。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とといいます。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとします。

イ 2者以上の事業者が共同で補助金を申請し、それぞれを交付の対象者とします。また、代表事業者に一括で交付し、代表事業者から共同で申請した者へ配分することも可能です。これらの場合において、それぞれの事業者は補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとし、いずれかの事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても共同で申請した者がその責を負う場合があります。

なお、代表事業者及び共同事業者の役割は以下のとおりです。

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合には、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、補助事業として採択された場合には、円滑な事

業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

ファイナンスリースを利用する場合は、原則として、ファイナンスリース事業者を代表事業者とし、設備等を使用する上記（２）記載の法人・団体を共同事業者とします。この場合は、リース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

オンサイト PPA を利用する場合は、原則として、PPA 事業者を代表事業者とし、サービスを受ける上記（２）記載の法人・団体を共同事業者とします。この場合は、サービス料金から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

（４）補助金の交付額

補助対象経費の次の割合を補助します。

補助率 3分の1（上限は3億円）

（５）補助事業期間

事業期間：単年度

本年度の補助事業の実施期間は、交付決定日から令和9年2月28日（日）までとします。

（６）補助対象設備

①補助対象設備は、地域再エネの効果的・効率的活用に資するコンテナ・モジュール型データセンター等の導入を行う事業に必要かつ当該事業にのみ利用する設備に限る

ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備^{※2、※3、※4}及びその付帯設備

イ 再生可能エネルギーの変動調整機能^{※3、※6}及びその付帯設備

（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）

ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備

エ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、無停電電源装置、自営線等）

オ ICT 機器等を収納する外装箱（コンテナ等）

※2 導入設備の発電量が、コンテナ・モジュール型データセンターの使用電力量に対して著しく大きくないこと。

※3 当該設備から系統への逆潮流を行わないこと

※4 再生可能エネルギーの使用に係る設備の定義について	
再生可能エネルギー由来の発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 ・風力発電 ・バイオマス発電（依存率が発電量ベースで60%以上） ・水力発電 ・地熱発電
再生可能エネルギー由来の熱利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・温度差エネルギー利用 ※5 （地中熱、温泉熱、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱等） <p>*この設備によって削減できるデータセンターの電力使用量についても、要件オの供給量に計上してよい。</p>
※6 再生可能エネルギーの変動調整機能の定義について	
再生可能エネルギーの変動調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム ・蓄熱システム ・エネルギーマネジメント（EMS）機器

<※5 温度差エネルギー利用設備導入の要件>

地中熱利用 （地中熱交換器、地中熱ヒートポンプ、モニタリング機器、熱応答試験等）	<p>地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 予め地中の熱交換能力を原位置試験（熱応答試験、揚水試験等）によって予測した設備であること。</p> <p>但し、応募に当たって原位置試験が未実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を行うとともに、設備導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能力を予測すること。</p> <p>イ) 地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。</p> <p>ウ) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。</p> <p>エ) 散水方式又は地下水還元方式の場合は、導入場所の地下水採取規制等を順守の上、地盤沈下が生じない適切な設計及び運用を行うこと</p>
---------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

温泉熱 (温泉付随 ガス含む)利 用	<p>温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。</p> <p>但し、同法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>イ) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>	
	ヒートポンプ (排湯槽、ヒートポンプ設備、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等)	<p>上記ア) 及びイ) の他、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉を熱源とする設備であること。</p>
	熱交換器 (排湯槽、熱交換器、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等)	<p>上記ア) 及びイ) の他、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉を熱源とする設備であること。</p>
	ボイラー等 (ガスセパレータ、ガス供給設備、ボイラー等設備、貯湯槽等)	<p>上記ア) 及びイ) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。</p> <p>b) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。</p> <p>c) 補助事業終了までに鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。</p> <p>d) 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱利用等	<p>ア) 熱供給量を調節する機能を有する設備に限る。</p>	

* 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

- * 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。
- * 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- * 本事業で導入する発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新の「事業計画策定ガイドライン」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとること。
- * 太陽光発電設備、蓄電システム、EMSなどを補助対象設備として導入する場合は、IoT 製品のセキュリティ対策として、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）における★1 以上の適合ラベルを取得した製品を原則として使用すること。ただし IP プロトコルを使つての通信を行う機能を有しない場合は適用外。ゲートウェイ、遠隔監視装置などを含む出力制御（発電、充放電などの制御）を可能とする設備が対象となり、設備の稼働状況、計測、計量に関するデータ通信のみを行う設備（監視カメラ、センサーなど）は対象となりません。

JC-STAR 未取得製品の使用を例外として認めるのは以下①から④のいずれかの場合に限る。

- ① 製品の不在： 検討している出力・容量・仕様に適合するラベル取得製品が市場に存在することが確認できない場合。
- ② 動作保証の欠如： ラベル取得製品は存在するが、メーカーが動作・性能を保証する機器構成（組み合わせ）が実現できない場合。
- ③ 施工・設置不可： ラベル取得製品は存在するが、現場の特殊な設置条件や施工条件に合致しない場合。
- ④ 入手困難： ラベル取得製品は存在するが、事業完了期限までの調達が見込めない（または入手が困難である）場合。

なお、実際の導入に際しては、設備ごとに JC-STAR 取得の有無を示し、取得が有る場合は適合ラベルの登録番号を提出すること。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

HP <https://www.ipa.go.jp/>

JC-STAR 適合ラベル取得製品リスト一覧 https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product_list/index.html

- * 本事業で定置用蓄電池を導入する場合、以下の条件をすべて満たすこと。
- ・下表に示す目標価格以下の蓄電池システムであること。

区分	蓄電システム・機器仕様	目標価格 (工事費込み) 〔万円/kWh〕
業務・産業用	火災予防条例で定める安全基準の対象（蓄電池容量が 20kWh を超える）となる設備	11.8
家庭用	上記以外の蓄電池容量 20kWh 以下の設備	11.5

- ・本事業で導入する定置用蓄電池の 1kWh あたりの価格が目標価格を超える場合でも、業務・産業用では 1 kWh あたり 3.9 万円、家庭用では 1kWh あたり 3.8 万円を上限として、補助金を交付する。
- ・家庭用の蓄電池の場合、申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること。

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/>

- ・太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1 kW あたり 2 万円を控除することができる（定格出力の小数点以下は切り捨て）。

②主な補助対象外設備

- ア 非常用発電設備
- イ 再生可能エネルギーの変動調整機能以外としての蓄電池
- ウ ICT機器

Ⅲ 補助対象経費

事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が認めた経費とする。(別表第1及び別表第2)

工事費及び業務費のうち設計費は、システム設計費、実施設計に要する経費を補助対象とし事前調査費、基本設計費は補助対象外とする。

〈補助対象外の例〉

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設にかかる経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 予備品、銘板費
- ・ 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・ 既存施設・設備等の撤去費及び処分費
- ・ 浸水対策などの嵩上げ基礎に係る経費
- ・ 再エネ電力メニュー及び再エネ電力証書の購入費用
- ・ 官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

IV 補助対象事業の選定方法

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。

審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもあります。

(2) 審査について

応募者より提出された実施計画等をもとに、以下の項目について書類審査を行います。書類審査を通過した申請には、その後、外部有識者から構成される審査委員会の承認を受けて策定された審査基準に基づいて厳正な審査（必要に応じてヒアリング審査）を行い、補助事業費予算の範囲内で補助事業の採択を行います。

なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。

(3) 書類審査内容

- ・ 交付規程や公募要領に定める各要件を満たす内容について確実に記載されていること
- ・ 必要な書類が確実に添付されていること
- ・ 書類に必要な内容が確実に記載されていること
- ・ 事業を確実に実施できる資金調達に係る確実な計画を有していること

(4) 審査項目

下記の審査項目に係る CO2 削減量や PUE の算出等において、明らかな不備や合理性に欠ける応募内容については、不採択とする場合があります。

ア 事業の目的・概要

事業の目的や概要に加え、対象事業としての要件を全て満たしていることが具体的に記載されていること。

イ 事業のモデル性・波及効果

モデル・実証的性格を有し、データセンターへの再エネ設備の導入や省エネ設備等の更新を検討する者への波及効果が見込まれることが具体的に記載されていること。

ウ 導入設備

導入設備の内容に加え、対象設備としての要件を全て満たしていることが具体的に記載されていること。

エ CO2 削減量

本補助事業による CO2 削減効果が大きな事業に加点する。

オ CO2 削減コスト

事業による直接的な CO2 削減効果の費用対効果が高く見込まれている事業に加点する。

カ データセンターの電力使用効率

データセンターの電力使用効率の指標である、PUE が低い事業に加点する。PUE とは、当該事業を行っている事業所のエネルギー使用量 [kWh] を ICT 機器のエネルギー使用量 [kWh] にて除した値を指す。

キ データセンターの再生可能エネルギー使用率

データセンターの使用電力量に占める再エネ由来電力量が高い事業に加点する。特に、「自家消費型」「地産地消型」の再エネ由来電力が高い事業に加点する。

(エ、オ、カ、キに関しては、共通して以下の条件で算出すること)

※新設とコンテナは、データセンターの想定稼働率と稼働率を 50%とした場合のそれぞれを算出すること。

※改修は、改修前のデータセンターの実績を踏まえた想定稼働率と稼働率を 50%とした場合のそれぞれを算出すること。

※想定稼働率算出については、合理的な算出の根拠を示すこと。顧客の確保状況等、稼働率の蓋然性を示す客観的な情報を添付すること。申請資料およびヒアリング等において、算出方法について合理的な説明ができていないと審査委員会で判断された場合は、稼働率を 50%として削減効果を評価する。なお、想定稼働率が 50%を下回る場合は、稼働率 50%として削減効果を評価する。但し、稼働率算出において、明らかな不備や合理性に著しく欠ける説明の場合、不採択とする場合がある。

ク 事業実施体制、実施計画

事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有し、補助事業に必要な資金を予算として確保したうえで確実な実施計画を有すること。

ケ 資金計画の妥当性

代表申請者・共同申請者・共同事業者、それぞれの経営の健全性、事業の継続性：① 当期純利益が全期間連続赤字でない（直近の 3 決算期を提出した場合、3 期連続赤字でない / 直近の 2 決算期を提出した場合、2 期連続赤字でない / 直近の 1 決算期を提出した場合、1 期が赤字でない）こと。

- ② 直近の決算期において純資産（自己資本）が赤字（債務超過）でないこと。
- ③ 直近の決算期において自己資本比率（純資産（自己資本）÷総資産×100）が10%未満でないこと。
- ④ 流動比率（流動資産÷流動負債×100）が100%未満でないこと。

※①～④のいずれにも該当しないこと。また、資金繰り表が添付され、補助事業に必要な資金を予算として確保していることが具体的に記載されていること。

・取得財産等は当該財産の法定耐用年数期間（処分制限期間）は補助金の交付の目的に沿って使用する必要があり、そのための健全な経営基盤を有すること。また、資金繰り表が添付され、補助事業に必要な資金を予算として確保していることが具体的に記載されていること。

融資等により資金を確保する場合は、金融機関との合意の下で作成した具体的な融資計画を有すること。

コ 事業継続性

本事業によって実施するデータセンター事業において事業継続性を有すること。法定耐用年数の期間において、社会情勢による実施事業の市場縮小や資材・エネルギーの価格高騰等、想定される途絶リスクが的確に分析されていること。途絶リスクの事業への影響度が分析されていること。また、途絶リスクに対し、保守管理等も含めた適切な対応計画を有していること。

補助事業完了後のデータセンターの稼働率は利用者（顧客等）に基づき算出すること。

利用者（顧客等）の申込書等の具体的な利用者（顧客等）の確保に向けた計画を有すること。

データセンターの運営主体の過去3期の売上高の平均が総事業費を超える事業に加点をし、運営主体の過去3期の売上高の平均が総事業費の10倍以上ある場合、さらに加点をする。

代表申請者・共同申請者・共同事業者の自己資本率が30%を超える事業に加点をする。

サ オンサイト PPA、リースにおける長期契約

再エネ設備導入において、オンサイト PPA、リース等契約によって、長期電力契約を結んでいる事業に加点をする。

シ 設備の保守計画の妥当性

妥当な運営管理体制が計画され、途絶リスクに対し、適切な対応計画を有していること。

ス 事業実施スケジュール

事業が補助事業期間内に終了するスケジュールが組まれていること。

セ 説明会の実施

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、協会に対して提出すること。

ソ データセンター建設に関して、地域の理解を深めるため、地域への環境影響やその対策等について、近隣住民への説明やコミュニケーションを行っている場合は、審査において加点評価を行う。

(優先採択項目)

新設においては、総務省「データセンター・海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」の「デジタルインフラ整備基金」により採択を受けたデータセンター整備事業を優先して採択対象とする。

(その他の加点項目)

脱炭素先行地域選定結果一覧に記載がある地域(代表提案者の市区町村及び共同提案者の中に含まれる地方自治体の市区町村)の中で実施する事業である場合に加点する。

地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の促進区域内で実施する事業については加点対象とする。

また新設及び改修においては、対前年度比（又は対前年比）で従業員の賃金を下表に示す割合で引き上げる計画の表明がある場合については加点対象とする。

区分	対前年度比（又は対前年比）の賃金増加率
中小企業*	1.5%以上
その他	3%以上

※本事業においては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

先進性・モデル性の高いデータセンターの空調・冷却設備及びシステムを導入する事業については加点対象とする。

全事業共通し以下の取り組み状況により加点対象とする。

- ・脱炭素先行地域の選定状況（公募開始前日時点）
- ・申請者の温室効果ガス排出削減に関する目標設定
- ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録
- ・RE100
- ・再エネ宣言 RE Action（アールイー・アクション）
- ・SBT（Science Based Targets）
- ・「TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）」への賛同表明をしていることが確認できること。もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告していること
- ・エコ・ファースト認定企業であること（環境省のエコ・ファースト制度のウェブサイトにて、申請者がエコ・ファースト認定企業であることが確認できること）

V 応募に当たっての留意事項

(1) 実施計画書の記載内容

提出した応募申請書の実施計画書に記載した内容については協会の許可なく変更することはできません。

(2) 複数年度にわたる事業

補助金の交付は、単年度ごとに行うこととなります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、補助事業者は完了実績報告書に領収書を添付することとする。）、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

(3) 交付申請

公募により採択された事業者には補助金の交付申請書を提出して頂きます。（申請手続等は交付規程を参照願います。）その際、補助金の対象となる費用は、原則として、事業実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、補助事業者は完了実績報告書に領収書を添付することとする。）となります。

(4) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

ア 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。

イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。

ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(5) 事業の開始について

補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては契約・発注日が、協会の交付決定日以降となるよう注意して下さい。協会は、事業期間の適当な時期に事業が適切に行われていることを確認するために必要に応じて現地調査等を行います。

(6) 補助事業の計画変更等について

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする時（ただし、軽微な変更を除く。）は、計画変更承認申請書を協会に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請書を協会に提出し承認を受ける必要があります。

補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に協会担当者までご相談ください。

(7) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した時は、完了後 30 日以内又は事業実施年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出いただきます。

協会は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

(8) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、補助金を支払うこととなります。

(9) 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消し、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(10) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 3 年間、年度毎に当該補助事業による過去 1 年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければなりません。また、補助事業が 3 月 30 日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の 3 月 31 日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の 4 月 30 日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければなりません。

VI その他留意事項等

(1) 補助金の経理について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、又は交付規定第8条第1項第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) エネルギー消費量削減見込み量及びエネルギー起源二酸化炭素削減見込み量の提供

補助事業者は、事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素排出削減量を把握し、本公募要領、交付規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供していただきます。

(3) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など[※]）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) 補助金に係る消費税等仕入控除税額について

交付規程第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとします。

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

(6) 補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について

補助事業者は、(4)で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはなりません。

(7) 本補助事業で導入した設備及びシステムについて

本補助事業で導入した設備及びシステムについては、導入後、別途環境省における委託事業において実証データの取得・分析等の実施を予定しています。その際は、当該委託事業へ協力をお願いします。

(8) その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

(9) 環境省の調査検討業務への協力

環境省及び環境省から委託を受けた民間団体において、データセンターの再生エネルギー活用等に関する施策の検討のために、本補助事業への申請情報を活用することがあります。また、申請情報や事業内容について個別にヒアリングを依頼する場合がありますので、御協力ください。

(10) 小規模事業用電気工作物に係る届出

○電気事業法の改正（令和4年6月）により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うことになりました

ので、必要な手続き等を、行ってください。

※詳しくは、以下の URL を参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

(11) 太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

○太陽光発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。

○再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）（ただし、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、専ら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（詳細は以下のとおり）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(m)をすべて遵守していることを確認すること。

(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

(d) 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、協会に対して提出を行い、確認を受けること。

(e) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

(f) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。（ただし、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができる。また、営農型太陽光発電設備、駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート）、窓・壁等と一体となった太陽光発電設備等を設置するものであり、柵塀等の設

置により事業運営等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとする。)

- (g) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (h) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (i) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (j) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (k) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

cf. 『廃棄等費用積立ガイドライン』（2022年4月改定 資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

cf. 『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）』（平成30年 環境省）
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

- (m) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

(12) 補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について補助対象となる太陽光発電設備等の解体・撤去等にかかる廃棄等費用について、『廃棄等費用積立ガイドライン』（資源エネルギー庁）および『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』（環境省）に準拠して、必要な経費を算定し（kWあたり1万円など）、適切な経費の積立等を行い、太陽光発電設備の排出時に適切なリユース・リサイクル・適正処理を実施すること。

(13) 太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備等の電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

(風力発電)

再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(風力発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られるよう努めること。

(地熱発電)

再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(地熱発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られるよう努めること。

(水力発電)

再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(水力発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られるよう努めること。

(バイオマス発電)

再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電施設)」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られるよう努めること。

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

Ⅶ 応募申請方法等

(1) 応募申請書類

応募申請に当たり提出が必要となる書類は、次の表のとおりです。なお、全ての書類は「別紙2 個人情報の取扱いについて」に同意の上、提出してください。

表 提出書類一覧

提出書類		提出 ファイル形式
1	様式1 応募申請書 ^{※1}	Excel
	別紙1 実施計画書 ^{※1}	
	別紙2 経費内訳 ^{※1}	
2	導入設備設置場所の図面	PDF
3	システム全体概要図 ^{※2}	Excel 又は PowerPoint + PDF
4	ハード対策事業計算ファイル ^{※3}	Excel
5	CO2削減効果に係る根拠資料 ^{※4}	Excel
6	新設再生可能エネルギー発電設備の年間電力供給量の算出根拠 ^{※5}	Excel
7	再エネ熱利用による電力使用削減量の算出根拠 ^{※6}	Excel
8	再エネ率の算出根拠資料 ^{※7}	PDF
9	全再エネ率の算出根拠資料 ^{※8}	PDF
10	事業全体のキャッシュフロー図 ^{※9}	PowerPoint + PDF
11	補助事業完了後の稼働計画資料 ^{※10}	PDF
12	経費に係る根拠資料（見積書、設計書等）	PDF
13	会社概要パンフレット等 ^{※11}	PDF
14	決算報告書 ^{※12}	PDF
15	定款又は法人登記簿 ^{※13}	PDF
16	賃上げ表明 ^{※14} （新設と改修のみ）	Excel
17	計画スケジュールの工程表 ^{※15}	PDF
18	実施体制フロー図 ^{※16}	PDF
19	資金繰り表 ^{※17}	PDF
20	資金調達計画資料 ^{※18}	PDF
21	事業用地確保の証憑類 ^{※19}	PDF
22	説明会等実施を証する資料 ^{※20}	PDF
23	その他事業内容に必要な補足資料 ^{※21}	PDF

- ※1 必ず協会のホームページからダウンロードして作成してください。複数シートに分かれていますが、ばらさないでください。必ず Excel 形式のまま提出してください。各欄は、必ず漏れなく記入してください。
- ※2 書式は自由です。PowerPoint 形式の場合は、表記内容の位置ズレ等の確認のため同じ内容を PDF 形式でも提出してください。
- ※3 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（補助事業申請者向け）（令和 8 年 3 月環境省地球環境局）、補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイルについては、環境省のホームページよりダウンロードしてご使用ください。
- ※4 ハード対策事業計算ファイルに入力した「想定年間電力消費量」や「法定耐用年数」等の設定根拠・算出過程・引用元に係る具体的な内容がわかる資料を提出してください。
- ※5 新規に導入する自家消費型又は地産地消型の再生可能エネルギー発電設備による年間の電力供給量の算出根拠がわかる資料を提出してください。
- ※6 再生可能エネルギー熱利用設備によって削減できるデータセンターの電力使用量の算出根拠がわかる資料を提出してください。
- ※7 新規に導入する再エネ設備についての再エネ率の算出根拠がわかる資料を提出してください。
- ※8 新規に導入する再エネ設備に加えて、再エネ由来電力（電力購入、証書含む）を含む全再エネ率の算出根拠がわかる資料を提出してください。
- ※9 必ず協会のホームページから様式をダウンロードして作成してください。PowerPoint 形式に加えて、表記内容の位置ズレ等の確認のため同じ内容を PDF 形式でも提出してください。
また代表事業者と共同事業者だけでなく、本事業全体のキャッシュフロー図を提出してください。
- ※10 補助事業完了後のデータセンターの利用者（顧客等）について、具体的な利用者（顧客等）の申込書等で稼働計画がわかる資料を提出してください。
- ※11 組織に関するパンフレット等、補助金の交付を受けようとする者全ての業務概要がわかる資料。
- ※12 経理状況説明書として補助金の交付を受けようとする者全ての直近 3 決算期の貸借対照表及び損益計算書。
 - 応募申請時点において法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。
 - 法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
 - 法人の設立から 2 会計年度を経過し、かつ、3 会計年度を経過していない場合には直近の 2 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

- ▶ 応募申請者が法律に基づく設立の認可を受けている場合は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要しません。
- ※13 補助金の交付を受けようとする者全てについて提出が必要です。
- ※14 貸金引き上げ計画がある場合のみ提出してください。
なお、交付規程第3条第3項第二号の規定に基づいて共同で申請する場合は、共同事業者も提出が必要です。
- ※15 補助事業の工程（業者選定、発注、工事期間、納品、検収、請求、支払い等）がわかる資料を提出してください。
- ※16 代表事業者と共同事業者だけでなく、本事業に関係する主たるステークホルダー（発注先候補、金融機関等も含む）について、どういう役割を果たすのかがわかる資料を提出してください。
- ※17 資金調達計画の調達方法、時期、金額がわかる資料を提出してください。
- ※18 資金調達計画の詳細として、自己資金または銀行等融資における合意資料、融資認可状況等がわかる資料を提出してください。
- ※19 事業用地を確保したことが確認できる証憑類を提出してください。
- ※20 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」にて指定する様式を用いて報告してください。応募申請の時点では実施予定でも可。
- ※21 その他参考資料（応募申請書に記載した内容の根拠や補足説明となる資料等）

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。

(2) 公募期間

令和8年6月4日(木) から 令和8年7月3日(金)

(3) 提出期限

令和8年7月3日(金) 正午必着

- ※ 期限を過ぎて協会が受信した応募申請については遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

(4) 提出方法及び提出先

【J グランツによる提出方法】

「応募申請書類」(Excel・Word・PDF ファイル)を公募期間内(厳守)にJ グランツ(デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム)により提出してください。

J グランツ (デジタル庁) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

J グランツ よくあるご質問 (デジタル庁)

<https://www.jgrants-portal.go.jp/faq>

<https://fs2.jgrants-portal.go.jp/QAList.pdf>

なお、J グランツでの申請にあたっては、事前に「G ビズ ID」アカウントの取得が必要となります。アカウントの取得には2週間程度必要なため、「G ビズ ID」アカウントが未取得の場合は応募手続きに間に合うようにアカウントを取得してください。

G ビズ ID (デジタル庁) <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

【J グランツを使用できない場合】

やむを得ず J グランツを使用できない場合に限り (極力 J グランツで申請してください) 電子メールによる提出を受け付けます。

以下のメール件名記入例に従い、件名に応募事業名 (略称) 及び法人名を記入してください。また、容量により複数回で送信する場合は、件名の最後に (何通目/全体数) と記入してください。

※容量の関係で、送信にあたり多数にメール分割が必要な際は、あらかじめ協会に相談してください (saiene08@rcespa.jp)。

<メール件名記入例>

再エネデータセンター 応募申請書 株式会社〇〇 (1/3)

<メール申請の宛先>

E-mail : saiene08@rcespa.jp

(5) 応募申請用ファイル作成にあたっての注意

ファイル名を付ける際は、「表 提出書類一覧」の記号 (1~23) と提出資料名、提出者が分かるようにしてください。

例 : 5_ C02 削減効果に係る根拠資料 (株式会社〇〇) .xlsx

同一区分の中で複数のファイルがある場合は、以下の例を参考に子番号を付けてください。

例 : 2-01_導入設備設置場所の図面_A 棟 (株式会社〇〇) .pdf

2-02_導入設備設置場所の図面_B 棟 (株式会社〇〇) .pdf

指定のファイル形式で作成できない場合は、提出前に協会に問い合わせたうえで送信してください (協会システム上読めない形式でのファイル送信を避けるため)。

(6) お問い合わせ

<問合せ受付期間>

令和8年6月5日(金)から 令和8年6月26日(金) 17時まで

<問合せ先>

一般社団法人地域循環共生社会連携協会 事業部

E-mail : saiene08@rcespa.jp

<問合せ方法>

問合せは、原則電子メールを利用し、記入例に従い、件名に法人名及び応募予定の事業名(略称)を記入してください。

<メール件名記入例>

株式会社〇〇〇 再エネデータセンターについて問合せ

別表第1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製

事務費	事務費		<p>作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及備品購入費をいい、内容については別表第2に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="879 786 1393 902"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・ 職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費及 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、

				数量及び金額がわかる資料を添付すること。
--	--	--	--	----------------------

提出する必要はありません

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

提出する必要はありません

別紙 2

個人情報のお取り扱いについて

応募申請様式にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人地域循環共生社会連携協会は、記入いただきました個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で、応募申請様式にご記入くださいますようお願いいたします。

1 ご記入いただいた個人情報は以下の目的に利用します。

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）「データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業」の運営管理のための連絡

2 ご記入いただいた個人情報の利用について

(1) 1 に示す利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。それ以外の目的で個人情報を利用する場合は改めて目的をお知らせし、同意を得ることとします。

(2) 1 に示す目的のため、本補助金の交付元である環境省へ提供する場合があります。

更新履歴（協会使用欄）

更新日	頁	項目	更新内容
6月4日 初版			